



## 【専門家より】

ぜひ、注目している  
大きな企業こそ、  
牽引してほしい！



- ① 変更が会社の一方的な理由であること。
- ② 深夜業の指定行為を会社が行っていること。
- ③ 変更箇所が50キロを超える遠隔地であること。
- ④ 半日を超える時間を「自分の時間」とする根拠が乏しい。

等、専門家の中でも意見が出された。以上の4点を考慮し、特殊な条件なので「労使協議」により、定めることが望ましい。

- ✓ 労働者の健康増進のため、健康診断を受診し、病気の早期発見や治療などは大事なため、厚生労働省が提唱する“労働者が健康診断を受診しやすい環境づくり”が大事である。
- ✓ 高年齢者の労災事故が激増していることも危惧している。対策も進めている背景から、多くの事業者が勤務時間内での受診や受診場所、回数などの改善が進んでいる。
- ✓ 労使協議を行い、健康診断を受診しやすい環境に向けた労使協定の締結など、様々な努力が見られる。
- ✓ 各社・各事業場で対応の違いは『受診しやすい環境づくり』に向けた企業努力の現れそのものだ。
- ✓ (厚労省通達基発602号・参照)
  - (イ) 健康診断の費用は、企業に健康診断の実施の義務を課している以上、当然、企業が負担すべきものである。
  - (ロ) 健康診断の受診に要した時間についての賃金支払いは、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、企業が負担することが望ましい。

JR水戸鉄道サービスで発生した健康診断・深夜業の受診問題改善に向けて  
**受診しやすい環境づくりと**  
**企業による費用負担が望ましい！**

**健康経営の具体的な実行を！**